

答申第 544 号

平成 22 年 9 月 16 日

神奈川県公安委員会  
委員長 小沢 一彦 殿

神奈川県情報公開審査会  
会長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 21 年 12 月 16 日付けで諮問された広報文一部非公開の件（諮問第 595 号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

特定の広報文に記載された共犯被疑者の氏名を非公開としたことは、妥当である。

## 2 不服申立人の主張要旨

### (1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、神奈川県警察本部長が、平成 21 年 11 月 26 日付けで、特定の事件（以下「本件事件」という。）に関する広報文（以下「本件行政文書」という。）を一部非公開とした処分の取消しを求める、というものである。

### (2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 本件行政文書は、広報文と題されたものであり、本件事件の被疑者（以下「本件被疑者」という。）を逮捕したことについて報道機関に発表した基となる書面である。広報文とは、広く報じる文であるから、当然、本件行政文書は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 1 号ただし書イに該当する。

イ 本件行政文書中の記述から、黒塗り 2 箇所が本件被疑者同様に逮捕された者の氏名であることは明らかである。本件被疑者氏名は公開されているから、神奈川県警察（以下「県警」という。）は、共犯被疑者（以下「本件共犯被疑者」という。）2 名の逮捕直後においては、本件被疑者同様に同人らの氏名を公開して発表した、あるいは発表する予定であったことも、社会常識上、明らかである。

ウ 本件行政文書に記載された事実をどのように報道するかは、県警記者クラブに所属する各報道機関の独自の裁量にゆだねられているというのであれば、新聞社が本件共犯被疑者の氏名を報道することは、当然あり得たはずである。実際に特定の新聞は本件共犯被疑者の氏名を報じていないが、それは紙幅の制約からと解されるのであり、本件共犯被疑者の氏名は、公開が予定されていた情報である。

### 3 実施機関（警察本部刑事部捜査第二課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本件行政文書を一部非公開とした理由は、次のとおりである。

#### (1) 本件行政文書について

本件行政文書は、特定の警察署が本件被疑者を逮捕した際に作成し、県警記者クラブに加盟する各報道機関に提供した広報文である。

#### (2) 条例第5条第1号該当性について

##### ア 条例第5条第1号本文該当性について

本件行政文書に記載されている本件共犯被疑者の氏名は、特定の個人が識別される情報であることから、条例第5条第1号本文に該当する。

##### イ 条例第5条第1号ただし書イ該当性について

本件行政文書は、県警が県民の知る権利に応えるため、また、警察活動への理解と協力を得るため、県警が取り扱った事件事故の中から選出し、県警記者クラブのみに素材提供している文書である。

そして、被疑者の実名を含めた情報をどのように報道するかは、各報道機関の独自の裁量にゆだねられており、県警から報道機関に対し、提供情報の取扱いには慎重を期すよう依頼しているものである。

本件行政文書に基づく本件事件の報道は、本件被疑者の氏名が新聞に1回掲載されたのみで、本件共犯被疑者の氏名が報道された事実はない。

さらに、被疑者を逮捕しても捜査上支障がある場合は、報道機関への情報提供を控えており、実際に本件共犯被疑者の逮捕時には、本件被疑者が逃走中であつたため、捜査に支障があると判断し、報道機関への情報提供はしていない。

したがって、本件行政文書に記載されている本件共犯被疑者の氏名は、条例第5条第1号ただし書イの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」には該当しない。

##### ウ 条例第5条第1号ただし書ア、ウ及びエ該当性について

本件行政文書に記載された共犯被疑者の氏名は、条例第5条第1号

ただし書アの「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」、同号ただし書ウの「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」又は同号ただし書エの「人の生命、身体等を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」とは認められないので、同号ただし書ア、ウ及びエのいずれの情報にも該当しない。

#### 4 審査会の判断理由

##### (1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。それらの結果も踏まえて次のとおり判断する。

##### (2) 本件行政文書について

本件行政文書は、実施機関が県警記者クラブに提供した本件事件に係る広報文である。

##### (3) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

##### ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（以下「個人情報」という。）を非公開とすることができる」と規定している。

したがって、同号本文は、明白にプライバシーと思われる個人情報はもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

(イ) 本件行政文書に記載された本件共犯被疑者の氏名は、特定の個人が識別される情報と認められることから、同号本文に該当すると判断する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

(ア) 条例第5条第1号ただし書は、個人情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは公開すると規定している。

(イ) 条例第5条第1号ただし書イ該当性について

a 条例第5条第1号ただし書イは、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については、公開することを規定している。

b 不服申立人は、本件行政文書は広報文と題されたものであり、本件被疑者を逮捕したことを報道機関に発表した基となる書面であるから、広報文に記載された本件共犯被疑者の氏名は、同号ただし書イに該当すると主張している。

また、本件被疑者氏名は公開されているから、県警は本件共犯被疑者の逮捕直後にその氏名を発表した、あるいは発表する予定であったことは明らかであり、本件共犯被疑者の氏名が報道されていないことは紙幅の制約からと解され、当該氏名は公開が予定されていた情報である旨の主張もしている。

c 当審査会において確認したところ、県警が犯罪の検挙、事故等の発生等について報道機関に情報提供する場合は、発生地を管轄する警察署又は警察本部の担当課が広報文を作成し、県警記者クラブに加盟する各報道機関に対してのみ当該広報文を提供しており、個人情報を含めた事実関係の報道は、当該各報道機関の判断により行われていることが認められる。

したがって、広報文に記載された情報であることをもって、直ちに慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に当たるとは認められない。

d また、本件共犯被疑者の氏名が、公にすることが予定されている情報に当たるか否かについては、本件事件に関する報道の状況

に着目して判断すべきものと考えられる。

当審査会において本件事件に関する新聞記事を確認したところ、本件被疑者又は本件共犯被疑者が逮捕された時期のいずれにおいても、本件共犯被疑者の氏名が、新聞各紙により報道された事実はないことが認められる。さらに、本件事件に関する報道は1回のみであり、頻繁に報道されているとは認められない。

- e 以上のことを総合的に検討すると、本件共犯被疑者の氏名は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとまでは認められず、条例第5条第1号ただし書イに該当しないと判断する。

(ウ) 条例第5条第1号ただし書ア、ウ及びエ該当性について

本件共犯被疑者の氏名は、「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」又は「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」とは認められないので、条例第5条第1号ただし書ア、ウ又はエのいずれにも該当しないと判断する。

## 5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成21年12月16日	○ 諮問
平成22年1月6日	○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
1月25日	○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理
2月8日	○ 不服申立人に非公開等理由説明書を送付
2月24日	○ 不服申立人から非公開等理由説明書に対する意見書を受理
6月16日 (第94回部会)	○ 審議
7月21日	○ 指名委員により実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
7月27日 (第95回部会)	○ 審議
8月25日 (第96回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
交 告 尚 史	東京大学大学院教授	部 会 員
沢 藤 達 夫	弁護士（横浜弁護士会）	部 会 員
鈴 木 敏 子	横浜国立大学教授	
玉 卷 弘 光	東 海 大 学 教 授	会長職務代理者
辻 山 栄 子	早 稲 田 大 学 教 授	部 会 員
東 玲 子	弁護士（横浜弁護士会）	
堀 部 政 男	一 橋 大 学 名 誉 教 授	会 長 (部会長を兼ねる)

(平成 22 年 9 月 16 日現在) (五十音順)